

「ご契約のしおり」正誤表 4

平成19年12月 株式会社かんぽ生命保険

ピンクの表紙「ご契約のしおり」(終身年金保険付終身保険、夫婦年金保険付夫婦保険)

お客さまが加入されたご契約及び本正誤表の対応箇所は、次のとおりです。

	付終 身年 金保 険	付夫 夫婦 年 金保 険
正誤表 ホ00130-1の上段 (P14の正誤)	○ (注)	○ (注)
正誤表 ホ00130-1の下段 (P43の正誤)	○	○
正誤表 ホ00130-2の上段 (P64の正誤)	○ (注)	○ (注)
正誤表 ホ00130-2の下段 (P67の正誤)	—	○
正誤表 ホ00130-3 (P91の正誤)	—	○ (注)
正誤表 ホ00130-4 (P242～243)	○	○

(注) 特約を付加されたお客さまに限ります。

ピンクの表紙「ご契約のしおり」（終身年金保険付終身保険、夫婦年金保険付夫婦保険）

本冊子における記載内容に次のとおり訂正がございますので、お詫びとともにお知らせいたします。本表は、誠にお手数をおかけしますが、ご契約のしおりとともに大切に保管をお願いいたします。

P 1 4 【誤】

お願いとお知らせ

2 保険金などの加入限度額

(3) 特約の加入限度額

特約の加入限度額は、被保険者1人について次のとおりとなります。ただし、特約を付加する基本契約の保険金額の範囲内となります。

○災害特約については、1,000万円です。

○傷害入院特約、疾病入院特約及び疾病傷害入院特約については、災害特約とは別に、合わせて1,000万円です。

P 1 4 【正】

お願いとお知らせ

2 保険金などの加入限度額

(3) 特約の加入限度額

特約の加入限度額は、被保険者1人について次のとおりとなります。ただし、特約を付加する基本契約の保険金額の範囲内となります。

○災害特約及び介護特約については、合わせて1,000万円です。

○傷害入院特約、疾病入院特約及び疾病傷害入院特約については、災害特約及び介護特約とは別に、合わせて1,000万円です。

P 4 3 【誤】

第5 ご契約の解約と返戻金のお支払い

1 ご契約の解約

なお、解約は保険料のお払込みを要しなくなるなど一部の場合を除き、月ごとの契約応当日にその通知があったときはその時に、月ごとの契約応当日以外の日にはその通知があったときは、直後の月ごとの契約応当日の前日にその効力が生じます。

以上のことから、解約の通知があった日からその解約の効力が生じるまでの間に保険金の支払事由が生じ、保険金が支払われる場合がありますので、詳しくは当社コールセンター（0120-552950）にお尋ねください。

P 4 3 【正】

第5 ご契約の解約と返戻金のお支払い

1 ご契約の解約

なお、月ごとの契約応当日以外の日には解約の通知があったときは、一部の場合を除き、直後の月ごとの契約応当日（保険期間の満了する日を含みます。）に保険契約は終了しますので、解約の通知があった日から直後の月ごとの契約応当日の前日までの間に保険金の支払事由が生じると、保険金が支払われる場合があります（月ごとの契約応当日に解約の通知があったときは、通知があった時に保険契約は終了します。）。詳しくはかんぽコールセンター（0120-552950）にお問い合わせください。

ピンクの表紙「ご契約のしおり」（終身年金保険付終身保険、夫婦年金保険付夫婦保険）

本冊子における記載内容に次のとおり訂正がございますので、お詫びとともにお知らせいたします。本表は、誠にお手数をおかけしますが、ご契約のしおりとともに大切に保管をお願いいたします。

P 6 4 【誤】

第3 各特約に共通の事項

2 特約保険料のお払込み

○前納払込みによる保険料の割引は、基本契約の保険料と特約保険料の合計額について行います。

P 6 4 【正】

第3 各特約に共通の事項

2 特約保険料のお払込み

○前納払込みによる保険料の割引は、基本契約の保険料と特約保険料ごとに計算した上で合算します。

P 6 7 【誤】

第4 特約の変更

2 夫婦年金保険付夫婦保険の特約における配偶者追加変更

なお、配偶者追加変更契約のお申込みが承諾された場合には、月ごとの契約応当日（特約の契約日から起算した1か月ごとの応当日をいいます。）に変更の請求があった場合にはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合には直後の月ごとの契約応当日に責任を開始します。

P 6 7 【正】

第4 特約の変更

2 夫婦年金保険付夫婦保険の特約における配偶者追加変更

（削除）

「ご契約のしおり」正誤表 4

平成19年12月 株式会社かんぽ生命保険

ピンクの表紙「ご契約のしおり」（終身年金保険付終身保険、夫婦年金保険付夫婦保険）

本冊子における記載内容に次のとおり訂正がございますので、お詫びとともにお知らせいたします。本表は、誠にお手数をおかけしますが、ご契約のしおりとともに大切に保管をお願いいたします。

P 9 1 【誤】

第 3 保険金等の受取人及び受取方法

5 保険金（特約保険金）のご請求に必要な書類

（3）特約

書類等 特約	保険証券	会社所定の請求書	会社所定の医師の死亡証明書	会社所定の医師の診断書	保険金受取人の戸籍抄本	被保険者の死亡（受けた傷害）が不慮の事故によるものであることを証明するに足る書類	主たる被保険者及び配偶者である被保険者の婚姻関係を証明するに足る書類（夫婦特約に限ります。）	被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証（死亡保険金の場合は住民票。ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本）※性別及び生年月日を証明する書類	保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証※正当な権利者であることを確認できる書類
死 亡 保 険 金	○	○	○	—	○	○	○	○	○
傷 害 保 険 金	○	○	—	○	○	○	—	○	○
傷害による入院保険金・手術保険金・通院療養給付金	○	○	—	○	○	○	—	○	○
疾病による入院保険金・手術保険金・通院療養給付金	○	○	—	○	○	—	○	○	○

P 9 1 【正】

第 3 保険金等の受取人及び受取方法

5 保険金（特約保険金）のご請求に必要な書類

（3）特約

書類等 保険金	保険証券	会社所定の請求書	会社所定の医師の死亡証明書	会社所定の医師の診断書	特約保険金受取人の戸籍抄本	被保険者の死亡（受けた傷害）が不慮の事故によるものであることを証明するに足る書類	主たる被保険者及び配偶者である被保険者の婚姻関係を証明するに足る書類（夫婦特約に限ります。）	被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証（ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本）※性別及び生年月日を証明する書類	特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証※正当な権利者であることを確認できる書類
死 亡 保 険 金	○	○	○	—	○	○	○	○	○
傷 害 保 険 金	○	○	—	○	○	○	○	○	○
傷害による入院保険金・手術保険金・通院療養給付金	○	○	—	○	○	○	○	○	○
疾病による入院保険金・手術保険金・通院療養給付金	○	○	—	○	○	—	○	○	○

「ご契約のしおり」正誤表 4

平成19年12月 株式会社かんぽ生命保険

ピンクの表紙「ご契約のしおり」（終身年金保険付終身保険、夫婦年金保険付夫婦保険）

本冊子における記載内容に次のとおり訂正がございますので、お詫びとともにお知らせいたします。本表は、誠にお手数をおかけしますが、ご契約のしおりとともに大切に保管をお願いいたします。

P 2 4 2 ~ 2 4 3 【誤】

支店のご案内

区域名	名 称	所 在 地
北海道	帯広支店	〒080-8799 帯広市西3条南8-10
東 京	深川支店	〒135-8799 江東区東洋4-4-2
信 越	新潟支店	〒951-8799 新潟市東堀通七番町1018
東 海	岐阜支店	〒500-8799 岐阜市住吉町1-3-2
	浜松支店	〒430-8799 浜松市旭町8-1
近 畿	堺市店	〒590-8799 堺市堺区南瓦町2-16
	姫路支店	〒672-8799 姫路市葛磨区中島1139-29
九 州	長崎支店	〒852-8106 長崎市岩川町9-17
	鹿児島支店	〒890-0045 鹿児島市武1-8-8

P 2 4 2 ~ 2 4 3 【正】

支店のご案内

区域名	名 称	所 在 地
北海道	帯広支店	〒080-8799 帯広市西三条南8-10
東 京	深川支店	〒135-8799 江東区東陽4-4-2
信 越	新潟支店	〒951-8799 新潟市中央区東堀通七番町1018
東 海	岐阜支店	〒500-8799 岐阜市清住町1-3-2
	浜松支店	〒430-8799 浜松市中区旭町8-1
近 畿	堺支店	〒590-8799 堺市堺区南瓦町2-16
	姫路支店	〒672-8799 姫路市飾磨区中島1139-29
九 州	長崎支店	〒852-8794 長崎市岩川町9-17
	鹿児島支店	〒890-8794 鹿児島市武1-8-8